

○浪江町営住宅等条例

(平成9年12月25日条例第32号)

改正	平成11年3月25日条例第9号	平成12年3月23日条例第28号
	平成12年9月25日条例第41号	平成12年12月22日条例第47号
	平成13年3月21日条例第10号	平成17年3月30日条例第9号(題名改正)
	平成18年6月26日条例第17号	平成20年10月1日条例第34号
	平成25年3月28日条例第4号	平成29年6月26日条例第24号
	平成30年3月20日条例第13号	平成31年3月20日条例第10号
	令和2年3月18日条例第13号	令和2年9月18日条例第30号
	令和5年3月22日条例第9号	

目次

- 第1章 総則(第1条－第3条)
- 第2章 町営住宅の管理(第4条－第41条)
- 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第42条－第48条)
- 第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)(第49条－第53条)
- 第5章 公的賃貸住宅の管理(第54条－第59条)
- 第6章 補則(第60条－第64条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、町営住宅、公的賃貸住宅並びに共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方自治法第244条第1項の規定に基づき、町民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、町営住宅、公的賃貸住宅並びに共同施設(以下「町営住宅等」という。)を設置する。

2 町営住宅等の名称、位置及び戸数は、別表のとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 公的賃貸住宅 町が買取りを行い、住宅に困窮する者を入居させるために賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (3) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。
- (4) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (5) 町営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

第2章 町営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、町営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 回覧
- (2) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
- (3) 町の広報紙
- (4) 町のホームページ

2 前項の公募に当たっては、町長は、町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 町長は、次の各号に掲げる事由に係る者は公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅(法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理事業(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第28条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第3号から第5号まで)でなければならない。

- (1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める

金額を超えないこと。

ア 法第23条第1号イの特に居住の安定を図る必要がある場合として次項で定める場合 214,000円（次項第4号に該当する場合で当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(3) 市町村税を滞納していない者であること。

(4) 過去に町営住宅に入居していた者にあつては、未納家賃などの当該町営住宅の使用に係る債務がないこと。

(5) その者又はその者が町営住宅で同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項第1号アの特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者がいる場合にはそのいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(4) 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項又は激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

3 前2項に定めるもののほか、町長は、必要があると認めるときは、入居者の資格について別に定めることができる。

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2項第4号に掲げる町営住宅の入居者は、同条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとするものは、町長が規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 町営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項各号の一に該当する入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選の方法により町営住宅の入居者を決定する。

3 町長は、第1項各号に掲げる者のうち、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者で町長が規則で定める要件を備えているものについては、前項の規定にかかわらず町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居の手続)

第10条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第17条の規定により敷金を納付すること。

2 町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 町営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から15日以

内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りではない。

6 第1項第1号に規定する保証人は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、債務を負担する資力等があると町長が認めた者

(2) 町長が認める法人

7 前項第1号の保証人は、入居決定者と連帯して、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務、損害賠償金その他の町営住宅の使用に際して生じた町に対する債務を負担しなければならない。

8 第6項第1号の保証人が保証する極度額（民法（明治29年法律第89号）第456条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、請書を提出した日が属する年度の家賃の12月分に相当する額とする。

9 町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

（同居の承認）

第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第11条に定めるもののほか、規則で定める。

（入居の承継）

第12条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第12条に定めるもののほか、規則で定める。

（家賃の決定）

第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、町営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、0.5以上1.3以下で町長が規則で定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 町長は、町営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当

該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(収入の申告等)

第14条 町営住宅の入居者は、毎年度、町長に対し、町長が規則で定める期日までに収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3 町長は、第1項の規定による収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を町営住宅の入居者に通知するものとする。

4 町営住宅の入居者は、前項の認定に対し、町長が規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、町営住宅の家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が規則で定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) 入居者の責に帰することができない事由により町営住宅の一部が使用できなくなったとき。

(5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 町長は、町営住宅の入居者から、第10条第4項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの請求をしたときにあっては当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定による明渡しの請求をしたときにあっては明渡しの請求の日)までの間、家賃を徴収する。

2 町営住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合にあっては明け渡した日、12月にあっては翌年1月4日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日でない最も近い翌日とする。

3 入居者が新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。この場合において、100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 町営住宅の入居者が第40条に規定する手続を経ないで町営住宅を立ち退いたと

きは、第1項の規定にかかわらず、町長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第17条 町長は、町営住宅の入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 町長は、災害その他特別の事情がある場合において、町営住宅の敷金の減免又は徴収猶予を必要と認めるときは、町長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 町長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が町営住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 敷金には利子をつけない。

(建替事業による敷金の特例)

第18条 町長は、町営住宅建替事業等の施行に伴い、入居者が前町営住宅から仮住宅と指定された町営住宅へ移転したときは、仮住宅と指定された町営住宅に入居している間、当該町営住宅の敷金を前町営住宅の敷金に据え置くものとする。

2 町長は、前町営住宅の入居者が前町営住宅又は仮住宅と指定された町営住宅から新町営住宅へ移転したときに、新町営住宅の敷金を一括納入することが困難であると認めるときは、分納させることができる。

(敷金の運用等)

第19条 町長は、町営住宅の敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等町営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第20条 町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、町の負担とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ町営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者は、第1項に規定する町が修繕費用を負担すべき町営住宅及び共同施設について、修繕を要すると思われる箇所を発見した場合には、規則に定めるところにより、町長にその旨を速やかに報告し修繕の要否について協議しなければならない。

4 町営住宅の入居者は、自己の責に帰すべき事由によって第1項の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 町営住宅に係る費用のうち次に掲げるものは、町営住宅の入居者の負担と

する。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設若しくは污水处理施設の使用、維持又は運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

2 町長は、前項各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要と認められるものを、共益費として入居者から家賃とともに徴収することができる。

3 第16条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。

(入居者の保管義務等)

第22条 町営住宅の入居者は、町営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 町営住宅の入居者は、自己の責に帰すべき事由により、町営住宅若しくは共同施設を滅失し、又はき損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第23条 町営住宅の入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第24条 町営住宅の入居者は、町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長が規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

第25条 町営住宅の入居者は、町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第26条 町営住宅の入居者は、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第27条 町営住宅の入居者は、町営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該町営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した町営住宅の入居者の収入の額が第6条第1項第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 町長は、第14条第3項の規定により認定した町営住宅の入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 町営住宅の入居者は、前2項の認定に対し、町長が規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第29条 収入超過者は、町営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第30条 第28条第1項（第59条で準用する場合を含む）の規定により収入超過者として認定された町営住宅の入居者は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3 第15条及び第16条の規定は、第1項の家賃について準用する。
（高額所得者に対する明渡し請求）

第31条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該町営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

（1）入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

（2）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（3）入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

（4）その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

（高額所得者に対する家賃等）

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された町営住宅の入居者は、第13条第1項及び第4項並びに第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が規則で定める額の金銭を徴収することができる。

3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。
（住宅のあっせん等）

第33条 町長は、収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、当該収入超過者に対して他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、町営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第34条 町長が第7条第1項の規定による申込みをした者を町営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該町営住宅に入居している期間に通算する。

2 町長が第37条の規定による申出をした者を町営住宅建替事業により新たに整備された町営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が当該町営住宅建替事業により除却すべき町営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された町営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 町長は、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、町営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 町長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 町長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

第36条 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする町営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明け渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該町営住宅を明け渡さなければならない。

3 第32条第2項の規定は、前項の規定による明け渡しがなされない場合に準用する。この場合において、第32条第2項中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される町営住宅への入居)

第37条 町営住宅建替事業の施行により除却すべき町営住宅の除却前の最終の入居者は、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される町営住宅に入居を希望するときは、町長が規則で定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(建替事業に係る家賃の特例)

第38条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項及び第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものと

する。

- 2 町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、町営住宅の入居者を町長が仮住宅として指定する町営住宅に入居させる場合において、当該町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えるときは、その超える額を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による町営住宅への入居の際の家賃の特例)

- 第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

- 第40条 町営住宅の入居者は、町営住宅を明け渡そうとするときは、明渡しの5日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 町営住宅の入居者は、第27条の規定により町営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

- 第41条 町長は、町営住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。
- (5) 第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき（その同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。
- (7) 町営住宅の借上げの期間が満了するとき。

- 2 前項の規定により町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該町営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 5 町長は、町営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

- 6 町長は、町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該町営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用
(使用許可)

第42条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。

- 2 町長は、前項の許可に条件を付すことができる。
(使用手続)

第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により町営住宅を使用しようとするときは、町長が規則で定めるところにより、町営住宅の使用目的、使用期間その他当該町営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、町長の許可を申請しなければならない。

- 2 町長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに町営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。
- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、町営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、町長が別に定める日までに町営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第44条 町営住宅を使用する社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が規則で定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が規則で定める額を超えてはならない。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による町営住宅の使用に当たっては、第16条から第27条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条第1項中「第10条第4項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項の規定による明渡しの請求をしたときにあっては明渡しの請求の日」とあるのは「第48条の規定による使用許可の取消をしたときにあっては当該許可の取消の日」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 町長は、町営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該町営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該町営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 町営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第48条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)

(使用許可)

第49条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第50条 町長は、町営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該町営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の建設省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第51条 第49条の規定により町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、市町村税を滞納していない者で次に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則(平成5年建設省令第16号)第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
- (2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定める者

(家賃)

第52条 第49条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が規則で定める。

2 前項の入居者の収入については、第14条の規定を準用する。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第13条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第49条の規定による町営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第12条まで、第15条から第27条まで、第35条から第41条まで及び第55条の規定を準用する。この場合において、第

8条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第16条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第13条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第31条第1項の規定による明渡し請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 公的賃貸住宅の管理

(入居希望者の募集の方法)

第54条 町長は、公的賃貸住宅に入居を希望する者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 回覧
- (2) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示
- (3) 町の広報誌
- (4) 町のホームページ

2 前項の規定による公募は、入居の申込みの期間の初日から起算して1週間前までに、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 公的賃貸住宅である旨
- (2) 公的賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- (3) 入居者の資格
- (4) 家賃その他賃貸の条件
- (5) 入居の申込みの期間及び場所
- (6) 入居の申込みに必要な書面の種類
- (7) 入居者の選定方法
- (8) その他入居の申込みに必要な事項

3 前項第5号に規定する入居の申込みの期間は、1週間以上とする。

(入居者の選考)

第55条 町長は、第59条で準用する第8条第1項の規定による申込みを受理した戸数が公的賃貸住宅の募集戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により当該公的賃貸住宅の入居予定者及び入居補欠者を選考するものとする。

2 町長は、第56条に掲げる要件を具備する者で、同居の親族の多い者その他特に居住の安定を図る必要があるもので、次に掲げる要件を備えている者については、前項の規定にかかわらず、1回の募集ごとに入居させるべき公的賃貸住宅の戸数のうち5分の1を超えない範囲内で町長が定める戸数について公的賃貸住宅の入居者を決定し、入居を許可することができる。

- (1) 18歳未満の同居する児童が3人以上いる者
- (2) 配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 60歳以上の者又は同居親族に60歳以上の者がある者
- (4) 障害者若しくは特別障害者である者又は同居親族に障害者若しくは特別障害者がある者
- (5) 法第28条第1項及び法第29条第1項の規定に該当する者

3 町長は、第1項に規定する入居予定者が公的賃貸住宅に入居しないときは、同項に規定する入居補欠者のうちから公的賃貸住宅の入居予定者を決定するものとする。

る。

(入居者の資格及び所得の基準)

第56条 公的賃貸住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (2) その者の収入が48万7,000円を超えないこと。
- (3) 市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 過去に町営住宅等に入居していた者にあつては、未納家賃など当該町営住宅等の使用に係る債務がないこと。
- (5) その者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (6) その他町長が必要に応じ定めた条件

(家賃の決定及び変更)

第57条 公的賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないように算出した額の範囲内で町長が定める。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の民間の住宅の家賃に比較して不相当となったとき。
- (3) 公的賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(所得状況の報告の請求等)

第58条 町長は、第59条で準用する第15条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は公的賃貸住宅の入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の所得の状況について、当該入居者若しくはその雇用主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 町長は、前項に規定する権限を、その指定する職員に行わせることができる。

3 町長又は前項の職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(準用)

第59条 第8条第1項及び第2項、第10条から第27条、第28条第1項、第29条、第30条、第40条ならびに第41条の規定は、公的賃貸住宅において準用する。この場合において、「町営住宅」とあるのは「公的賃貸住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第56条」と、第16条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第28条第1項中「第6条第1項第1号」とあるのは「第56条第1項第2号」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(町営住宅管理人)

第60条 町長は、町営住宅及び共同施設の管理をさせるため、町営住宅管理人を置くことができる。

2 町営住宅管理人は町長の指揮を受けて、修繕すべき箇所等の報告等入居者との連絡の事務を行う。

- 3 前2項に規定するもののほか、町営住宅管理人に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(立入検査)

第61条 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

第62条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において町長が別に定めるところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第63条 入居者が詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは50,000円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第64条 この条例の施行に必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年1月10日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(町営住宅条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 町営住宅条例(昭和39年浪江町条例第3号)

(2) 浪江町町営住宅管理条例(昭和37年浪江町条例第15号。以下「旧管理条例」という。)

(3) 浪江町営住宅使用料徴収条例(昭和39年浪江町条例第6号)

(4) 浪江町町営住宅入居者選考委員会条例(昭和51年浪江町条例第28号)

(経過措置)

- 3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例(以下「新条例」という。)第4条第2項、第5条第8号、第6条、第7条、第11条から第19条まで、第22条から第39条まで及び第41条の規定は適用せず、旧管理条例第3条第2項、第4条第6号、第7号及び第9号、第5条、第10条から第15条まで、第18条から第26条の3まで並びに第28条の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の町営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧管理条例第4条第8号中「他の町営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該町営住宅に」とあるのは「現に町営住宅に入居している

者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

5 新条例の施行の日において現に町が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧管理条例第5条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された町営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。

6 新条例第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の町営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

7 平成10年4月1日において現に附則第3項の町営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第13条又は第15条の規定による家賃の額が旧管理条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第13条又は第15条の規定による家賃の額から旧管理条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧管理条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧管理条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額に旧管理条例第25条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧管理条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額及び旧管理条例第25条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧管理条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額及び旧管理条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.50
平成12年度	0.75

8 平成10年4月1日前に旧管理条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

9 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される町営住宅に係る第3条第1号の規定の適用については、同号中「建設、買取り又は借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」とする。

附 則(平成11年3月25日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第28号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月25日条例第41号)
この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、別表の1の表高塚住宅の項を削る改正規定及び同表中上ノ原B住宅の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第47号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月21日条例第10号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第9号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月26日条例第17号)
この条例は、平成18年9月2日から施行する。

附 則(平成20年10月1日条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第4号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月26日条例第24号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月20日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第10号)
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

- 附 則(令和2年3月18日条例第13号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条、第15条、第17条、第20条及び第41条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 この条例の施行日前に現に改正前の第10条第4項（第59条で準用する場合を含む。）による許可を受けている者に係る改正前の第10条第1項又は第6項（第59条で準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月18日条例第30号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 町営住宅

名称		位置	戸数
1	御殿南住宅	浪江町大字権現堂字御殿南18番地16	10戸
2	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西180番地	1戸
3	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西181番地	1戸
4	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西182番地	1戸
5	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西183番地	1戸
6	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西184番地	1戸
7	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西185番地	1戸
8	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西186番地	1戸
9	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西187番地	1戸
10	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西188番地	1戸
11	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西189番地	1戸
12	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西190番地	1戸
13	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西191番地	1戸
14	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西192番地	1戸
15	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西193番地	1戸
16	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西194番地	1戸
17	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西195番地	1戸
18	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西196番地	1戸
19	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西197番地	1戸
20	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西198番地	1戸
21	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西35番地3	1戸
22	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西35番地4	1戸
23	幾世橋住宅団地A	浪江町大字幾世橋字来福寺西35番地5	1戸
24	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西199番地	1戸
25	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西200番地	1戸
26	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西201番地	1戸
27	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西202番地	1戸
28	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西203番地	1戸
29	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西204番地	1戸
30	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西205番地	1戸
31	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西206番地	1戸
32	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西207番地	1戸
33	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西208番地	1戸
34	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西209番地	1戸
35	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西210番地	1戸

[illegible]

	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西253番地	1戸
79	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西254番地	1戸
80	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西255番地	1戸
81	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西256番地	1戸
82	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西257番地	1戸
83	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西258番地	1戸
84	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西259番地	1戸
85	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西260番地	1戸
86	幾世橋住宅団地B	浪江町大字幾世橋字来福寺西261番地	1戸
87	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地16	1戸
88	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地17	1戸
89	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地18	1戸
90	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地19	1戸
91	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地20	1戸
92	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地26	1戸
93	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地27	1戸
94	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地28	1戸
95	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地29	1戸
96	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地30	1戸
97	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地31	1戸
98	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地32	1戸
99	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地33	1戸
100	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地34	1戸
101	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地35	1戸
102	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地36	1戸
103	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地37	1戸
104	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地38	1戸
105	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地39	1戸
106	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地40	1戸
107	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地41	1戸
108	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地42	1戸
109	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地43	1戸
110	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地44	1戸
111	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地45	1戸

1			
11 2	請戸住宅団地	浪江町大字請戸字北迫32番地46	1戸
11 3	津島住宅団地	浪江町大字下津島字松木山26番地4	10戸

2 公的賃貸住宅

名称	位置	戸数
幾世橋集合住宅	浪江町大字幾世橋字齊藤屋敷71番地2	80戸